旅　　費　　規　　程

初版制定日	平成 28 年 1 月 15 日
版数	初版
最終改定日	平成 28 年 1 月 15 日

一般社団法人日本パラバレーボール協会

目次

第１章　　総　則 4
【目　的】 4
【定　義】 4
【出張命令】 4
【出張命令の変更】 4
【出張計画】 4
【出張報告】 5
【出張中の労働時間】 5
第２章　　旅費の計算等 5
【旅費の種類】 5
【旅費の区分】 5
【国内旅費の計算】 5
【出張日数】 6
【日当及び宿泊料の決定】 6
【日当の調整】 6
【出発日・帰着日の日当】 6
【機中泊】 6
【旅費の支給】 7
第３章　　旅費の区分及び額 7
【在勤地外旅費】 7
【在勤地内旅費】 7
【国外出張の旅費】 7
【鉄道賃】 7
【船　賃】 8
【航空賃】 8
【国内出張の車賃】 8
【日　当】 9
【宿泊料】 9
【在勤地以外の同一地域内旅行の旅費】 9
【支度料】 9
【旅行雑費】 10
第４章　　研修旅費 10
【研修旅費】 10
第６章　　雑　則 10
【旅費の調整】 10
【改　廃】 10
別表第１　路線 11
別表第２　日当（国内） 11

別表第３　宿泊料の額（国内） 12
別表第４　日当及び宿泊料の額（国外） 12
別表第５　支度料 12
附　　則 12

第１章　　総　則

【目　的】

第1条　この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「法人」という。）の職員が、法人の業務上の必要により出張する場合に支給する旅費に関して定めるものである。

2. 職員が出張のため旅行した場合には、この規程に定めるところにより、旅費を支給する。

3. 各種助成金で旅費が助成される場合は、旅費の金額は該当する助成金の規定に準ずることとする。

【定　義】

第2条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 出張…職員が業務のため一時その勤務地を離れて旅行することをいう。

(2) 国内出張…本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

(3) 国外出張…本邦と外国（本邦以外の領域をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

(4) 在勤地…勤務地から８キロメートル以内の地域をいう。

2. 外国の勤務地への赴任に係る旅費は別に定めるところによる。

【出張命令】

第3条　出張のための旅行は、所属長の発する出張命令によって行う。

2. 所属長は、電子メール、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令を発することができる。

【出張命令の変更】

第4条　業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令に従って旅行することができない場合には、あらかじめ所属長に出張命令の変更の申請をしなければならない。

2. 前項の規定により出張命令の変更の申請をするいとまがない場合には、出張した後速やかに出張命令の変更の申請をしなければならない。

3. 外出の場合は、前２項の申請は、口頭で行うことができる。

【出張計画】

第5条　出張をしようとする職員は、出張計画及び旅程等を記載した出張計画を、所属長に提出しなければならない。

2. 所属長は、出張計画及び旅程等が適切なものであるかの確認を行い、不適切な場合は変更を命ずるものとする。

【出張報告】

第6条　出張を終えた職員は、速やかに所属長に出張中の業務内容等を報告しなければならない。その報告がない場合は旅費の精算を行わず、概算払の旅費があるときは、これを返還させるものとする。

【出張中の労働時間】

第7条　出張中は、通常の労働時間労働したものとみなす。ただし、出張中の労働時間の管理が可能な場合であって、所定労働時間を超えて労働したことが明らかな場合は、現に労働した時間を労働時間とする。

2. 出張中において休日に労働した場合、出張終了後、２週間以内に代休日を与えることがある。ただし、移動日（旅行中の業務に従事していない日をいう。）については、この限りでない。

第２章　　旅費の計算等

【旅費の種類】

第8条　この規程により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、支度料及び旅行雑費とする。

2. 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ実費額等により支給する。
3. 船賃は、水路旅行について、路程に応じ実費額等により支給する。
4. 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ実費額等により支給する。
5. 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ１キロメートル当たりの定額により支給する。
6. 日当は、出張の日数に応じ１日当たりの定額により支給する。
7. 宿泊料は、出張の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
8. 支度料は、本邦から外国への出張及び外国相互間の出張について、定額により支給する。
9. 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

【旅費の区分】

第9条　国内出張に係る旅費は、「在勤地外旅費」及び「在勤地内旅費」に区分する。

【国内旅費の計算】

第10条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によ

って計算する。

2. 国内旅費に係る経路の起算地は、原則として、居住地の最寄り駅とする。ただし、法人又は他の勤務場所から直接出張する場合その他やむを得ない事情がある場合は、それぞれの場所における最寄り駅を起算地とする。
3. 国内旅費に係る経路の終着地は、原則として、居住地の最寄りの駅とする。ただし、法人又は他の勤務場所に帰る場合その他やむを得ない事情がある場合は、それぞれの場所における最寄り駅を終着地とする。
4. 国外出張旅費に係る日本国内の経路の起算地は、原則として、居住地の最寄り駅とする。ただし、前項ただし書に該当する場合は、それぞれの場所における最寄り駅を起算地とする。
5. 国外出張旅費に係る日本国内の経路の終着地は、原則として、居住地の最寄り駅とする。ただし、前項ただし書に該当する場合は、それぞれの場所における最寄り駅を終着地とする。
6. 経路の距離数は、職員が提出する出張計画に従い、法人が指定する方法により計算することを原則とする。

【出張日数】

第11条　旅費計算上の出張日数は、出張のために現に要した日数による。ただし、天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く。

【日当及び宿泊料の決定】

第12条　１日の出張において、日当又は宿泊料について定額を異にする事情が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

【日当の調整】

第13条　国外出張期間中における移動の伴わない日程については、通常の日当の半額を支給する。

2. 用務が午前のみ又は午後のみで昼食を要しないことが明らかな場合、若しくは出張先等において昼食の提供があった場合は、通常の日当の半額を支給する。
3. 前２項の要件をともに満たす場合は、日当を支給しない。

【出発日・帰着日の日当】

第14条　国外出張の出発日および帰着日の日当については、別表第４における乙地方の日当を支給する。

【機中泊】

第15条　国外出張の航空路上で機中泊した場合は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がない限り、宿泊費を支給しない。

【旅費の支給】

第16条　職員は、必要に応じて旅費の概算額の支払を受けることができる。

2. 旅費の支給を受けようとする場合、又は概算払に係る旅費の精算をしようとする場合には、出金伝票に旅費の計算に必要な書類（領収書等）を添えて、これを所属長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部の提出をしなかった者は、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。
3. 概算払に係る旅費の支給を受けた場合は、当該出張を完了した後、速やかに、旅費の精算をしなければならない。
4. 法人は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、当該出張を完了した後２週間以内に、職員に過払金を返納させるものとする。

第３章　　旅費の区分及び額

【在勤地外旅費】

第17条　在勤地外の出張の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

【在勤地内旅費】

第18条　在勤地内の出張の旅費は、鉄道賃、車賃及び宿泊料とする。ただし、宿泊料は、業務の必要上又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合に限り支給する。

2. 前項にかかわらず、旅行が、外出の場合には、鉄道賃及び車賃のみを支給する。

【国外出張の旅費】

第19条　国外出張の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、支度料及び旅行雑費とする。

【鉄道賃】

第20条　鉄道賃の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 鉄道を利用した場合…運賃の額
(2) 急行料金を徴する列車を運行する鉄道を利用した場合…運賃、急行料金の額
(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する鉄道を利用した場合…運賃、急行料金、座席指定料金の額

2. 前項第 2 号の急行料金は、普通急行列車を運行する線路による出張で片道 60 キロメートル以上のもの、特別急行列車を運行する線路による出張で片道 60 キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。ただし、別表第 1 に掲げる路線については、法人が必要と認める場合には、距離数にかかわらず急行料金を支給する。
3. 第 1 項第 3 号の座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による出張で片道 100 ㎞以上のものに該当する場合に限り支給する。

4. 第１項に定めるほか、部長以上の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する鉄道を利用した場合には、特別車両料金の額を加算して支給することができる。
5. 外出の場合の鉄道賃は、ＩＣ乗車券により支給する。この場合は、第 16 条（旅費の支給）の手続きを要しない。

【船　賃】

第21条　船賃は、フェリー等を利用した場合の、現に支払った運賃による。

【航空賃】

第22条　国内出張の航空賃の額は、現に支払った運賃による。

2. 国内出張の航空機の利用は、次に掲げる事由がある場合その他業務上の必要その他やむを得ない事情があると認めるときのみ、その利用を認める。
 (1) 鉄道等の手段と比較して、航空機を利用することが安価な場合
 (2) 航空機を利用することにより旅費総額が安価となる場合
 (3) 航空機以外の移動手段によると、出発地から用務先までの旅行時間に４時間程度以上を要する場合
 (4) 航空機を利用することにより、日帰りが可能となる場合
3. 国外出張の航空賃の額は、次の各号に規定する運賃による。
 (1) 運賃の等級を３以上の階級に区分する航空路による出張の場合には、最上級の運賃 (2) 運賃の等級を２階級に区分する航空路による出張の場合には、上級の運賃
 (3) 運賃の等級を設けない航空路による出張の場合には、その乗車に要する運賃
4. 航空機を利用した職員は、所定の様式に、航空賃の支払いを証明するに足る資料を添付しなければならない。

【国内出張の車賃】

第23条　国内出張の車賃の額は、次の各号に定めるところによる。
 (1) バス、軌道、ケーブルカー等を利用した場合…現に支払った運賃の額
 (2) タクシーを利用した場合…現に支払った運賃の額（30,000 円を上限とする。）
2. 外出の場合の車賃（バス利用の場合に限る。）は、ＩＣ乗車券又は回数券により支給する。
3. タクシーの利用は、次に掲げる事由がある場合その他業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情があると認めるときのみ、その利用を認める。この場合において、その理由について旅程表で証明することが可能であるときは、旅程表備考欄にその旨を記載しなければならない。
 (1) 公共の交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合
 (2) 業務の緊急性や時間的な制約により、タクシー以外の公共の交通機関による移動では、業務に支障をきたす場合
 (3) 出張の目的又は用務の内容等により、タクシーを利用することが合理的である

場合

【日　当】

第24条　国内出張の日当の額は、別表第2の定額による。

2. 前項の規定にかかわらず、次の場合は、日当を減額する。ただし、業務上の必要又はその他やむを得ない事情により宿泊した場合は、この限りでない。

(1) 鉄道200㎞未満又は陸路100キロメートル未満の出張の場合の日当は半額とする。

(2) 出発地を午後出発した場合と、出発地に正午までに帰着した場合、その日の日当は半額とする。

(3) 宿泊料金に昼食を含む場合の日当は半額とする。

(4) 出張先で昼食が供される場合の日当は半額とする。

(5) その他日当を減額することについて合理性があると認める場合の日当は半額とする。

3. 国外出張の日当の額は、出張先の区分に応じた別表第4の定額による。

【宿泊料】

第25条　国内出張の宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第３の定額による。＜別表第3の額を上限とした実費を支給する。＞

2. 前項にかかわらず、自宅宿泊等、宿泊料を必要としない場合は、宿泊料は支給しない。この場合は、出張先以外の自宅宿泊等に係る追加的な交通費は自己負担とする。
3. 第1項にかかわらず、研修施設等に宿泊し、研修費用に宿泊料が含まれる場合又は宿泊料が廉価である場合は、宿泊料を支給せず、又は実費額とする。
4. 国外出張の宿泊料の額は、出張先の区分に応じた別表第4の定額による。

【在勤地以外の同一地域内旅行の旅費】

第26条　在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃及び車賃は支給しない。ただし、業務の必要上その他やむを得ない事情により、鉄道賃又は車賃を要する場合で、その実費額が、当該出張について支給される日当額の２分の１に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃又は車賃を支給する。

【支度料】

第27条　支度料の額は、社員区分及び出張期間に応じた別表第5の定額による。

2. 外国に出張を命ぜられた者が、過去において支度料の支給を受けたことがあるものである場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去３年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。
3. 前二項の規定にかかわらず、国外出張期間が15日未満の出張の場合、別表第２の出張期間１か月未満の定額の２分の１に相当する額とする。また、会議の出席等、

海外での滞在が比較的短期であり、国外出張に必要な用品を改めて購入する必要がないと認めるときは、支度料は支給しない。

【旅行雑費】

第28条　旅行雑費の額は、予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料並びに入出国税等の実費額による。

第４章　　研修旅費

【研修旅費】

第29条　研修受講のために支給する旅費は、鉄道賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2. 日当の支給については、別表第２の定額の半額を支給する。
3. 宿泊料の支給については、第 26 条（宿泊料）第 3 項の規定を準用する。

第６章　　雑　則

【旅費の調整】

第30条　特別の事情や性質により、この規程による旅費を支給したときに、不当に出張の実費を超えた旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費を支給しないことができる。

2. 前項の場合において、通常必要としない旅費を支給することとなる場合においても、同様とする。
3. この規程による旅費により出張することが、当該出張における特別な事情や性質により困難である場合には、これらの事情等を考慮し、必要と認められる限度において増額調整をすることができる。

【改　廃】

第31条　この規程は、関係諸法規の改正及び法人状況並びに業績等の変化により必要があるときは、職員代表と協議のうえ改定又は廃止することがある。

別表第１　路線

区　　間	区　　間	区　　間	区　　間	区　　間
札　幌～滝　川	大　宮～安中榛名	武　生～米　原	高　松～池　谷	中　村～須　崎
札　幌～砂　川	見　附～直江津	尾　鷲～松　坂	高　松～板　野	小　倉～杵　築
札　幌～美　唄	長　岡～直江津	京　都～西舞鶴	高　松～伊予三島	博　多～行　橋
旭　川～岩見沢	高　崎～越後湯沢	京　都～関西空港	高　松～川之江	博　多～玉　名
東室蘭～南千歳	高　崎～上　田	京　都～福知山	高　松～阿波池田	博　多～有　田
函　館～八　雲	高　崎～佐久平	京　都～綾　部	徳　島～栗　林	博　多～武雄温泉
青　森～八　戸	長　野～軽井沢	二　条～西舞鶴	徳　島～阿波池田	久留米～豊後森
八　戸～野辺地	長　野～塩　尻	二　条～福知山	徳　島～牟　岐	鳥　栖～佐世保
盛　岡～八　戸	長　野～松　本	二　条～綾　部	徳　島～日和佐	鳥　栖～早　岐
盛　岡～二　戸	信濃大町～上諏訪	湯　浅～天王寺	丸　亀～新居浜	鳥　栖～上熊本
盛　岡～大　曲	金　沢～黒　部	新大阪～和歌山	多度津～新居浜	鳥　栖～熊　本
盛　岡～一ノ関	金　沢～魚　津	和歌山～紀伊田辺	今　治～伊予三島	鳥　栖～玉　名
仙　台～一ノ関	金　沢～滑　川	姫　路～豊　岡	松　山～新居浜	熊　本～久留米
仙　台～くりこま高原	金　沢～七　尾	鳥　取～米　子	松　山～伊予西条	新八代～川　内
仙　台～福　島	金　沢～武　生	松　江～倉　吉	松　山～壬生川	新八代～出　水
仙　台～浪　江	金　沢～鯖　江	岡　山～新　見	松　山～宇和島	鹿児島中央～新水俣
山　形～新　庄	金　沢～福　井	岡　山～伊予三島	松　山～卯之町	鹿児島中央～出水
山　形～福　島	福　井～米　原	広　島～徳　山	松　山～八幡浜	
福　島～新白河	福　井～敦　賀	新岩国～新山口	高　知～阿波池田	
新　潟～村　上	鯖　江～米　原	高　松～徳　島	高　知～窪　川	

別表第２　日当（国内）

日当（1 日につき）	5,000 円

別表第３　宿泊料の額（国内）

宿泊地	政令指定都市	それ以外
宿泊料（1 夜につき）	15,000 円	10,000 円

別表第４　日当及び宿泊料の額（国外）

宿泊地	指定都市	甲地方	乙地方
日　当（１日につき）	10,000 円	8,000 円	7,000 円

宿泊地	指定都市	甲地方	乙地方
宿泊料（1 夜につき）	29,000 円	27,000 円	25,000 円

（指定都市・甲地方・乙地方）

区　　分	支　　給　　地　　域
指定都市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン
甲 地 方	北米地域（指定都市を除く。） 欧州地域（指定都市を除く。） 中近東地域（指定都市を除く。）
乙 地 方	アジア地域（指定都市、及び本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域（指定都市を除く。）、南極地域、指定都市、甲地方以外の地方

別表第５　支度料

出　張　期　間	１か月未満	１か月以上２か月未満	３か月以上
金　　額	65,000 円	75,000 円	90,000 円

附　　則

この規則は平成28年 1月15日より施行する。

この規則および各規程の改廃にあたっての責任者は、代表理事とする。

この規則および各規程の解釈適用について、懐疑または紛議が生じた場合の解釈の決定および紛議の解決は、代表理事が責任者としてこれを決定する。